

# 琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 米国資産の処理（琉球開発金融公社の移管）（V）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43408">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43408</a>

琉政よりの要請書

岩倉 彦  
北平 副長官

向方 北平  
(署名)

特に 4 項  
[ 米原直子 ]  
係

岩倉総務副長官に対する安請書

昭和 44 年 10 月 17 日

屋良主席説明

14日午後 2時 30分 至 2時 45分  
岩倉副長官一行と琉球政府の  
総務会が開かれ、本文書は屋良主席  
より副長官に手交された要請書  
のコピーである。右総務会では  
屋良主席が本件要請書について  
説明し、その後各局長より琉球  
の概況及び行政上の問題は  
10分ほど説明したと云う  
事だ。 多田

琉 球 政 府

安 請 事 項 目 次

1 経済開発について	1
2 昭和45年度の財政支出の増額と質的充実について	1
3 台風災害対策費の支出について	2
4 沖縄における米国支出金および米国管理資産の処理について	4

(資料)

1 米国が沖縄に投入した現金等 (FY1947~FY1968)	6
2 USCAR管理資産 (General Fund)	7
3 債務性について	7

※USCAR管理資産の債務性に関する資料	9
----------------------	---

1 経済開発について

- (1) 新全国総合開発計画のなかにおける沖縄地域の位置づけについては、沖縄のもつ地理的、自然的条件を生かして、アジア地域、中国等に対する経済政策上の「南の玄関」とする方向で明確に設定してもらいたい。
- (2) 琉球政府においては、このような観点にたつて、沖縄経済が、日本経済の発展に積極的に寄与し得るような基本的方向で長期経済開発計画を策定中であるが、これに対する協力機関として、「沖縄経済振興会議」を早急に設置してもらいたい。
- (3) また、この計画を総合的に実施する機関として「沖縄開発庁」の設置方について強く要請します。

2 昭和45年度の財政支出の増額と質的充実について

対沖縄援助については、これまで再三にわたり、その質的転換と量的拡大の要請を行なつてまいりましたが、総理府においては3.85億円として概算要求するとのことですので、この額を是非確保していただくとともに、その内容については、下記点を特にご配慮いただきたい。

記

- (1) 自己財源の自由使用資金に確保できるよう考慮していただき

たい。

- (2) 本土政府による財政支出の拡大に伴い当然琉球政府の対応費も増加いたしますので、補助率については、本土における最高率を適用していただきたい。
- (3) 財政支出は、可能な限り「包括方式」によるよう考慮していただきたい。
- (4) 次の事項については、特にご配慮いただきたい。
- ア 行政運営経費についての財政援助
  - イ 国民健康保険の実施およびその他社会保障制度全般にわたる国庫補助制度の実施
  - ウ 教育水準の格差是正のための施設整備をはかるほか、特に琉球大学および高等学校施設の整備充実
  - エ 道路、漁港、港湾、住宅等の社会資本の充実
  - オ 農林漁業および中小企業振興の強化
  - カ 市町村財政の充実強化 **平均2割増**
  - キ 財政投融資の拡大 **長期化利率を2中2大(多)**

3 台風災害対策費の支出について

1969年9月下旬から10月上旬までの短期間に二度にわたり沖縄全域を襲った台風による被害額は、およそ490万ドルの

多額にのぼっており、この復旧には 3,171,753ドルの資金が必要とされております。

対策実施のための資金計画は、まず既定の災害救助基金特別会計予算、災害対策費（米国政府資金を含む）、予備費、一般会計予算の関連事業費の振り替えを行なうほか、融資金については政府融資特別会計、農林漁業中央金庫の資金を動員するよう計画しておりますが、これにより措置できない下記の対策費につき、本土政府の支出を要請します。

記

(1) 公共施設の復旧資金	1,148,863ドル	
ア 政府道路	148,750ドル	
イ 護岸	159,000ドル	
ウ 治水施設	78,000ドル	
エ 港湾、漁港	348,000ドル	
オ 農業施設	367,533ドル	
カ 学校施設	47,580ドル	
(2) 住宅建設資金の貸付資金	600,000ドル	} 去来小帳 本道宛に送る。
(3) 農林漁業中央金庫出資金	500,000ドル	
合計	<u>2,248,863</u> ドル	

4 沖縄における米国支出金および米国管理資産の処理について

沖縄県民の目下最大の要求は祖国復帰である。おもえば1952年4月に締結された日米平和条約は、日本本土国民に独立と発展の新しい基盤をあたえたが、その反面において、わが沖縄を県民の意思にかかわらず今日まで四半世紀にわたって米国の支配下に置いた。その結果、県民は日本本土あるいは自由諸国の防壁として自ら好まない十字梁を背負わされてきた。しかしながらようやく県民待望の祖国復帰は本年11月の日米首脳会談により明確にせられる運びとなつた。

沖縄の施政権返還交渉の進展している中で、沖縄における米国支出金および米国管理資産の処理問題が、日米両政府間の重要な協議事項となるように報道されているが、このことは、過去24年間にわたって、これら支出金、資産等が県民の所有に属すると信じてきた百万県民にとつて、まことに心外の感を抱かせるものがある。これら米国支出金および米国管理資産は、次の理由により、沖縄県民の所有に属するものと考えるので、この趣旨が実現するようにご配慮くださるべく要請する。

まず理由の第一点は、唯一の施政権者たる米国が沖縄の県民の福祉および社会経済の発展のために投資した支出金、資産等は、統治責任者としての当然の統治費である。その第二点は、これら

支出金、資産等の中には沖縄県民の多年の努力によつて増殖された部分が多いということである。最後に米国議会における議員または政府当局者の証言およびその他の資料によつてもこれらの支出金および資産の債務性については否定的である。これらの理由によつて、これまでに、米国または琉球列島米国民政府によつて沖縄に支出された支出金または資産等については、沖縄県民の所有に属するものと解し、沖縄県民は勿論、日本政府においても、その債務を負ふ必要はないものとする。

よつて来たるべき日米間の沖縄施政権返還交渉にあつては、沖縄県民の意思が再び無視されることがないよう、琉球政府は県民とともに、上記の趣旨が実現できるよう安請する。

資料

沖縄における米国支出およびUSOAR管理資産ならびにその償務性について

1 米国が沖縄に投入した現金等 (FY 1947~FY 1968) は次のとおりである。(ただし、純軍事的なものは含まず。) (単位:千ドル)

	合計	借 款	GARIOA, ARIA等	PL480関 係物資援助	移 住 資 金	海外移住資金 (MSA)	備 考
総 額	348,082	17,659	289,408	37,024	2,811	1,180	
南米移民援助	1,180					1,180	
補償的なもの	2,811				2,811		軍用地立退者の移住援助
〃	11,162		11,162				琉政の一般会計繰入、またはD.Eの工事後引き継ぎしたもの
リハック	28,954			28,954			RIVA0 (宗教団体よりの増与物資)
災害援助	8,070			8,070			台風災害援助物資
USOAR行政費	45,264		45,264				USOARの行政費
技術援助	10,812		10,812				USOAR管理
輸送費	13,551		13,551				〃
物 資	108,934		108,934				見返資金化され一部はUSOAR公社に出資された。
政府の事業	56,006		56,006				琉政事業費
建設投資	43,314		43,314				道路、発送電、水道施設等、軍と共用一部はUSOAR公社に出資された。
中金出資	365		365				
借 款	17,659	17,659					



2 USCAR管理資産 ( General Fund ) 1968年6月30日現在 ( 単位 : 千ドル ) は次のとおりである。

	総計	三公社と琉銀	その他	備考
総資産	128,480	116,961	11,519	
負債	18,732	17,366	1,366	
純資産	109,747	99,595	10,152	
利益剰余再投資	42,256	39,871	2,385	
一般資金から ( 石油販売益金 )	28,591	27,043	1,548	
見返資金から	21,168	17,277	3,891	
その他	2,482	153	2,329	
軍	132	132	-	
G A R I O A , A R I A 等	15,119	15,119	-	

(注) 資料...1、2とも日米琉諮問委員会琉球政府代表事務局提供

### 3 債務性について

- (1) 明確に債務とされるのは、電力施設建設のため、電力公社が米財務省から借入れた10,247千ドルと、開発金融公社が行なつた余剰農産物借款7,412千ドル、計17,659千ドルのみ。(両社ともUSCAR管理公社)
- (2) 援助の内容は、ラテンアメリカ援助の一環としての沖縄移民への支出、軍用地立退者の移住援助や米国市民の安全のための琉球政府活動に対する補償的なもの、宗教団体による慈善的物資増与、台風災害援助物資、米民政府の行政費、住民の海外研修勉強および道路、送電施設、水道施設など米軍と共用する施設を含んでいるが、これらは施政権者の当然の統治費用である。

(3) G A R I O A などの援助は、西独や日本など外国の場合と異なり、沖縄は米国の施政権下にあつたこと、従つて施政権者の統治費用（義務的な）という性格が強かつたことを考慮すべきであろう。

(4) 良好な状態で維持管理運営され、物産価値の大きいものとしては、道路、港湾ならびに U S C A R G e n e r a l F u n d ( 三 公 社 を 含 む 。 ) がある。

それらの中には軍民共用がある。また U S C A R G e n e r a l F u n d は 米 国 の T a x P a y e r の 負 担 に よ る 分 は 一 部 ( 1 5 , 2 5 1 千 ド ル ) であり、大部分 ( 9 4 , 4 9 7 千 ド ル ) は 沖 繩 で 増 殖 さ れ た も の で 有 る 。

(5) 米国の沖縄援助や資産の債務性については、別紙のような資料があり、債務性の立証は難しく、援助は増与であり、General Fundの資産は沖縄住民に無償で移管されるべきものと解釈される。

USCAR 管理資産の債務性に関する資料

1 SOCAP 指令で琉球に対する GARIOA は返済義務のないことが明記されている。

1950年12月5日付徳東軍司令部より琉球軍司令官あて

「琉球列島米国民政府に関する指令」

1952年4月30日付 向全面改訂文

I. D. (3) 後文:

It is not expected that any obligation will be placed on the people of the Ryukyu Islands to repay to the United States funds used for the prevention of disease and unrest, for government of the area, and economic recovery (i. e., expenditures from GARIOA appropriations) ...

2 琉球銀行の株式の USCAR による保有も「琉球住民の受託者」としてである。

1948年5月4日付 M G 布令第1号「琉球銀行の設立」

Charter of the Bank of the Ryukyus:

Article III. CAPITAL STOCK

Section 7. Capital Stock - Right to Ownership - Not less than fifty-one percent (51%) of the voting rights of capital stock of the Bank shall be subscribed to at par value by the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands acting as trustee for the Ryukyuan people...

Section 8. Majority Stock Ownership - ... the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands, as trustee for the people of the Ryukyus...

3 米合衆国と琉球電力公社の間の財産移転契約も同じ趣旨に沿うものである。1955年8月15日付

Whereas, it has been determined that in order to comply with the intent of the above cited Public Law relative to GARIOA appropriations for the betterment of the economy of the people of the Ryukyus, the Government should relinquish, transfer, and deliver into the Ryukyuan civil economy all right, title and interest it may have in and to said improvements....

4 USCAR 公社の設立または定款を定める布令には、いずれも「解散の場合、資産は USCAR General Fund に繰り入れる」ことが規定されている。

沖縄住宅公社 (布令第52号1951年9月29日)

琉球倉庫公社 (布令第113号1953年5月26日)

琉球電力公社 (CA 布令第129号1954年2月26日)

琉球水道公社 (HICOM 布令第6号1958年9月4日)

琉球開発金融公社 (HICOM 布令第25号1959年9月30日)

例: HICOM ORDINANCE #25 - Establishment of the Ryukyu Development Loan Corporation

Charter of the Ryukyu Development Loan Corporation

Article X. Dissolution 後段

... Upon liquidation, proceeds will accrue to the General Fund of the Civil Administration...

5 USCAR General Fund USCAR Corporations and Business-Type Operations の性質については、琉球住民のものであることが決定済みである。

6 (1) 1953年8月17日付 Comptroller General  
のデザイン

"... the funds are intended and used for the benefit,  
and are in the nature of a trust account held for the  
Ryukyuan people ..."

(2) 米国議会議事録にもくり返し次のように述べられている。

Trust Estate

Conceptually, the assets herein described constitute a trust estate, whose principal beneficiary and whose sole remainderman is the Ryukyuan people. This concept, which is the logical result of the interrelationship between the congressional intent of the GARICA appropriation for the Ryukyus and sound management practice of the HICOM, has been recognized and validated by a decision of the Comptroller General....

例: 1967年9月28日付 90th Congress 1st  
Session House of Representatives, Report #723;

The USCAR Corporations and Business Type Operations

...Accordingly, and as indicated previously,  
beneficial ownership of the assets of USCAR corpora-  
tions is in the Ryukyuan People.... 上の例と同じ。

(3) 1962年8月8日米下院歳出小委員会(パスマン委員  
長)におけるエールズ陸軍次官等の証言

Mr. Passman: Why are we in the banking business out  
there? Who owns the capital of \$36  
million?

Mr. : According to an opinion of the  
Comptroller General of the United States,  
the High Commissioner holds these assets  
in trust for the benefit of the Ryukyuan  
people.

Mr. Passman: In effect, this is for them?

Mr. Ailes: Yes sir.

Mr. Passman: For all practical purposes, this is  
their capital?

Mr. Ailes: That is right.

Mr. Passman: Why would you be asking this committee  
for additional money, for the local  
economy, grant aid and all that, if you  
have a banking institution out there with  
\$36 million in American dollars that  
belong to the Ryukyans to be used in  
their economy?

大臣 杉山 久蔵  
外務省 長官 杉山 久蔵

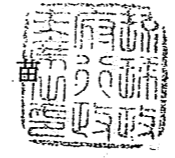
事務局長  
事務官  
事務課長

アメリカ局長 244  
参事 藤下  
北米課長

総 渉 第 124 号  
1969年10月21日

外務大臣 愛 知 揆 一 殿

琉 球 政 府  
行政主席 屋 良 朝



沖縄における米国支出金および米国管理資産の  
処理について(要請)

みだしのことについて、別添(要請書)を送付しますので、よ  
ろしくご高配くださるようお願い申し上げます。

なお、この要請書は下記あて送付してありますので申し添えます。

記

要処理	
首席事務官	
南 方	
渉外 課長	
漁 業	
航 空	
科学 協力	
連絡 調整	
調 査	
力 夕	
局 庶 務	

米国政府  
大統領閣下、国務長官、国防長官、上院議長、下院議長  
駐日米大使、琉球列島高等弁務官

日本政府  
総理大臣、総務長官、外務大臣、大蔵大臣、内閣官房長官  
衆議院議長及び沖縄特別委員長  
参議院議長及び沖縄特別委員長



琉 球 政 府

3570

沖縄における米国支出金および米国管理資産の  
処理について

沖縄県民の目下最大の要求は祖国復帰である。おもえば1952年4月に締結された日米平和条約は、日本本土国民に独立と発展の新しい基盤をあたえたが、その反面において、わが沖縄を県民の意思にかかわらず今まで四半世紀にわたって米国の支配下に置いた。その結果、県民は日本本土あるいは自由諸国の防壁として自ら好まない十字架を背負わされてきた。しかしながら、ようやく県民待望の祖国復帰は本年11月の日米首脳会談により明確にせられる運びとなつた。

沖縄の施政権返還交渉の進展している中で、沖縄における米国支出金および米国管理資産の処理問題が、日米両政府間の重要な協議事項となるように報道されているが、このことは、過去24年間にわたって、これら支出金、資産等が県民の所有に属すると信じてきた百万県民にとつて、まことに心外の感を抱かせるものがある。これら米国支出金および米国管理資産は、次の理由により、沖縄県民の所有に属するものと考えるので、この趣旨が実現するようご配慮くださるべく要請する。

まず、理由の第一点は、唯一の施政権者たる米国の沖縄の県民の福祉および社会経済の発展のために投資した支出金、資産等は、統

治責任者としての当然の統治費である。その第二点は、これら支出金、資産等の中には沖縄県民の多年の努力によつて増殖された部分が大いといふことである。最後に米国議会における議員または政府当局者の証言およびその他の資料によつてもこれらの支出金および資産の債務性については否定的である。これらの理由によつて、これまで、米国または琉球列島米国民政府によつて沖縄に支出された支出金または資産等については、沖縄県民の所有に属するものと解し、沖縄県民は勿論、日本政府においても、その債務を負う必要はないものとする。

よつて、来るべき日米間の沖縄施政権返還交渉にあつては、沖縄県民の意思が再び無視されることがないように、琉球政府は県民とともに、上記の趣旨が実現できるよう要請する。

資料

沖縄における米国支出およびUSOAR管理資産ならびにその債務性について

1 米国が沖縄に投入した現金等 (FY 1947~FY 1968) は次のとおりである。(ただし、純軍事的なものは含まず。) (単位:千ドル)

	合計	借 款	GARIOA; ARIA等	PL480国 保物資援助	移 任 資 金	海外移任資金 (M.S.A.)	備 考
総 額	343,082	17,659	289,408	37,024	2,811	1,180	
南米移民援助	1,180					1,180	
補償的なもの	2,811				2,811		軍用地立退者の移任援助
〃	11,162		11,162				琉政の一般会計繰入、またはDEの工事後引き継ぎしたもの
リハック	28,954			28,954			RIVAO (宗教団体よりの増与物資)
災害援助	8,070			8,070			台風災害援助物資
USOAR行政費	45,264		45,264				USOARの行政費
技術援助	10,812		10,812				USOAR管理
輸送費	13,551		13,551				〃
物 資	108,934		108,934				見返資金化され一部はUSOAR公社に出資された。
政府の事業	56,006		56,006				琉政事業費
建設投資	43,314		43,314				道路、発送電、水道施設等、軍と共用一部はUSOAR公社に出資された。
中金出資	365		365				
借 款	17,659	17,659					

2 USOAR管理資産 ( General Fund ) 1968年6月30日現在 ( 単位: 千ドル ) は次のとおりである。

	総 計	三公社と琉銀	そ の 他	備 考
総 資 産	128,480	116,961	11,519	
負 債	18,732	17,366	1,366	
純 資 産	109,747	99,595	10,152	
利 益 剰 余 再 投 資	42,256	39,871	2,385	
一 般 資 金 从 ( 石 油 収 入 益 金 )	28,591	27,043	1,548	
見 返 資 金 从	21,168	17,277	3,891	
そ の 他	2,482	153	2,329	
軍	132	132	-	
G A R I F A , A R I A 等	15,119	15,119	-	

( 注 ) 資料・・・1、2とも日米琉語問委員会琉球政府代表事務局提供

### 3 債務性について

- (1) 明確に債務とされるのは、電力施設建設のため、電力公社が米財務省から借入れた10,247千ドルと、開発金融公社が行なつた余剰農産物借款7,412千ドル、計17,659千ドルのみ。(両社ともUSOAR管理公社)
- (2) 援助の内容は、ラテンアメリカ援助の一環としての沖縄移民への支出、軍用地立退者の移住援助や米国民の安全のための琉球政府活動に対する補償的なもの、宗教団体による慈善的物資増与、台風災害援助物資、米民政府の行政費、住民の海外研修勉学および道路、発電電施設、水道施設など米軍と共用する施設を含んでいるが、これらは施政権者の当然の統治費用である。



(3) G A R I ● A などの援助は、西独や日本など外国の場合と異なり、沖縄は米国の施政権下にあつたこと。従つて施政権者の統治費用（義務的な）という性格が強かつたことを考慮すべきであろう。

(4) 良好な状態で維持管理運営され、物産価値の大きいものとしては、道路、港湾ならびに U S O A R G e n e r a l F u n d ( 三 公 社 を 含 む 。 ) がある。

それらの中には軍民共用がある。また U S O A R G e n e r a l F u n d は 米 国 の T a x P a y e r の 負 担 に よ る 分 は 一 部 ( 1 5 , 2 5 1 千 ド ル ) であり、大部分 ( 9 4 , 4 9 7 千 ド ル ) は 沖 繩 で 増 殖 さ れ た も の で あ る 。

(5) 米国の沖縄援助や資産の債務性については、別紙のような資料があり、債務性の立証は難しく、援助は増与であり、General Fundの資産は沖縄住民に無償で移管されるべきものと解釈される。

USCAR 管理資産の債務性に関する資料

1 SCAP 指令で琉球に対する GARIOA は返済義務のないことが明記されている。

1950年12月5日付極東軍司令部より琉球軍司令官あて「琉球列島米国民政府に関する指令」

1952年4月30日付 向全面改訂文

I. D. (3) 後文:

It is not expected that any obligation will be placed on the people of the Ryukyu Islands to repay to the United States funds used for the prevention of disease and unrest, for government of the area, and economic recovery (i. e., expenditures from GARIOA appropriations) ...

2 琉球銀行の株式の USCAR による保有も「琉球住民の受託者」としてである。

1948年5月4日付 M G 布令第1号「琉球銀行の設立」

Charter of the Bank of the Ryukyus:

Article III. CAPITAL STOCK

Section 7. Capital Stock - Right to Ownership - Not less than fifty-one percent (51%) of the voting rights of capital stock of the Bank shall be subscribed to at par value by the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands acting as trustee for the Ryukyuan people...

Section 8. Majority Stock Ownership - ... the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands, as trustee for the people of the Ryukyus...

3 米合衆国と琉球電力公社の間の財産移転契約も同じ趣旨に沿うものである。1955年8月15日付

Whereas, it has been determined that in order to comply with the intent of the above cited Public Law relative to GARIOA appropriations for the betterment of the economy of the people of the Ryukyus, the Government should relinquish, transfer, and deliver into the Ryukyuan civil economy all right, title and interest it may have in and to said improvements....

4 USCAR 公社の設立または定款を定める布令には、いづれも「解散の場合、資産は USCAR General Fund に繰り入れる」ことが規定されている。

沖縄住宅公社 (布令第52号1951年9月29日)

琉球倉庫公社 (布令第113号1953年5月26日)

琉球電力公社 (O A 布令第129号1954年2月26日)

琉球水道公社 (HICOM 布令第6号1958年9月4日)

琉球開発金融公社 (HICOM 布令第25号1959年9月30日)

例: HICOM ORDINANCE #25 - Establishment of the Ryukyu Development Loan Corporation

Charter of the Ryukyu Development Loan Corporation

Article X. Dissolution 後段

... Upon liquidation, proceeds will accrue to the General Fund of the Civil Administration...

5 USCAR General Fund USCAR Corporations and Business-Type Operations の性質については、琉球住民のものであることが決定済みである。

6 (1) 1953年8月17日付 Comptroller General  
のデシジョン

"... the funds are intended and used for the benefit,  
and are in the nature of a trust account held for the  
Ryukyuan people ..."

(2) 米国議会議事録にもくり返し次のように述べられている。

Trust Estate

Conceptually, the assets herein described constitute  
a trust estate, whose principal beneficiary and whose sole  
remainderman is the Ryukyuan people. This concept, which  
is the logical result of the interrelationship between the  
congressional intent of the GARIOA appropriation for the  
Ryukyus and sound management practice of the HICOM, has  
been recognized and validated by a decision of the Com-  
ptroller General....

例: 1967年9月28日付 90th Congress 1st  
Session House of Representatives, Report #723;

The USCAR Corporations and Business Type Operations

...Accordingly, and as indicated previously,  
beneficial ownership of the assets of USCAR corpora-  
tions is in the Ryukyuan People.... 上の例と同じ。

(3) 1962年8月8日米下院歳出小委員会(パスマン委員  
長)におけるエールズ陸軍次官等の証言

Mr. Passman: Why are we in the banking business out  
there? Who owns the capital of \$36  
million?

Mr. : According to an opinion of the  
Comptroller General of the United States,  
the High Commissioner holds these assets  
in trust for the benefit of the Ryukyuan  
people.

Mr. Passman: In effect, this is for them?

Mr. Ailes: Yes sir.

Mr. Passman: For all practical purposes, this is  
their capital?

Mr. Ailes: That is right.

Mr. Passman: Why would you be asking this committee  
for additional money, for the local  
economy, grant aid and all that, if you  
have a banking institution out there with  
\$36 million in American dollars that  
belong to the Ryukyuan people to be used in  
their economy?

Handwritten signature or initials in the top right corner.

要 請 書

昭和45年7月

琉 球 政 府

目 次

	ページ
1 毒ガス兵器撤去について .....	1
2 沖縄における米国支出金および米国管理資産の 処理について .....	7

## 1 毒ガス兵器撤去について

昨年7月沖縄の米軍基地内において、毒ガスによる事故が発生し、おそろしい毒ガス兵器が沖縄に貯蔵されていることが明らかになったため、県民は大きな衝撃を受け、恐怖と不安におとし入れられました。

以来沖縄県民は、私どもの生存さえも危くするガス兵器の配備に対しあげて抗議し、その撤去を要求してまいりました。琉球政府立法院においても県民の意思決定機関として、昨年7月22日、本年5月19日、7月3日の3回にわたって、その即時撤去を決議し要請しています。

このような県民の要求に対して、米国大統領は昨年12月沖縄からの毒ガス撤去を宣言し、さらに米国陸軍省も本年5月7日それを撤去するための具体的計画を発表したが、ワシントン、オレゴン両州住民の激しい反対と両州知事およびシアトル市長の移送中止を求める訴訟提起によつて、今日までまだその撤去が実現せぬままにされていることは沖縄県民の立場から絶対に承服できないことでもあります。

その上、去る6月29日には、米国上院の本会議においてアラスカ州選出のマイク・グラベル議員提出によるいわゆる「グラベル修正案」を可決したことは、米国民の安全のみに配慮し、沖縄

県民の人権を全く無視した人道上許すことのできないものであります。

これに対し沖縄県民は、憤りをもつて強く抗議しております。そもそも米本国でも強い抵抗のある化学兵器が沖縄に配備されていること自体が問題であります。

しかも、この種兵器は国際法上も禁止されております。私たち県民はこのような危険と同居した生活を余儀なくされていることにはもう我慢できません。

本土政府におかれては、沖縄県民の生命財産を守る立場からその即時撤去について強い対米折衝をされるよう要請いたします。

資料

決議第6号

毒ガス兵器の撤去を要求する決議

米国が沖縄に核兵器を装備し、現にB52爆撃機によるベトナムへの出撃を繰り返し、県民に不安を与えその撤去を要求している中に、致死性毒ガスが沖縄に配置され現に事故が発生しているという事は、県民にとって一大衝撃である。

国際的にも禁止されている毒ガス兵器を日本国土である沖縄に配備しているということは、毒ガス戦を禁止する国際協定にも反し、人道上絶対に許さるべきものではない。

われわれは、米国がこのような非人道的な毒ガス兵器を沖縄基地内に保有し、県民を不安に陥れたことに嚴重に抗議し、一切の毒ガス兵器の即時撤去を強く要求する。

本土政府におかれても強力な対米折衝を行ない、毒ガス兵器をすみやかに沖縄から撤去する措置がとられるよう重ねて要求する。

右決議する。

1969年7月22日

琉球政府立法院

資料

決議第5号

毒ガス兵器の即時撤去を要求する決議

琉球政府立法院は、国際的にも禁止されている毒ガス兵器を沖縄から即時撤去するよう、1969年7月22日、院議をもつて県民の意思を明らかにした。

昨年、沖縄の米軍基地内において毒ガスによる事故が発生し、毒ガス兵器の存在が明確になつて以来、米国政府は、同兵器の撤去についてあいまいな発表をし、県民を深刻な不安と恐怖におとしめている。このことは、米国の真意に幾多の疑念をいだかせるものであり、まことに遺憾である。

ところで、沖縄から米国への毒ガス兵器移送にワシントン、オレゴン両州住民は、猛烈に反対し、そのうえ、エバンズ・ワシントン州知事、マコール・オレゴン州知事及びシアトル市長は、移送中止の訴訟まで提起している。米国内でもこのように強い抵抗のある化学兵器がこれまで沖縄に配備されていたこと並びに現在なお多くの致死性ガスが貯蔵されていること自体に問題がある。

われわれ県民は、このような危険と同居した生活を余儀なくされていることはもう我慢できない。なお、米国政府は、裁判所の判決

があるまで移送は行なわないと公表しているが、われわれ県民は、訴訟の提起その他いかなる理由があるにせよ、これ以上同兵器の撤去遅延を許すことはできない。

よつて、琉球政府立法院は、沖縄県民の総意に基づき、毒ガス兵器の撤去遅延に対し、再度嚴重に抗議するとともに、県民の生命と財産の安全を保障するため、次の事項を直ちに実施し、同兵器を即時撤去するよう院議をもつて強く要求する。

- 1 沖縄における毒ガス兵器の種類、数量及び貯蔵場所を明確にし、同兵器を撤去する時期及びその撤去の方法を明示すること。
  - 2 沖縄における毒ガス兵器の輸送経路及び輸送上の安全対策を明示すること。
  - 3 毒ガス兵器が撤去されるまでその安全性を確保するため、日米琉の科学者からなる監視委員会を設置すること。
- 本土政府におかれても強力な対米折衝を行ない、毒ガス兵器を即時沖縄から撤去する措置がとられるよう重ねて要求する。

右決議する。

1970年5月19日

琉球政府立法院

資料

決議第9号

沖縄の毒ガス兵器に関する抗議決議

沖縄の毒ガス兵器に関する1970年6月29日の米国上院における決議は、明らかに米国民の安全のみを配慮し、沖縄県民の人権を全く無視した人道上許すことのできないものである。

よつて、琉球政府立法院は、これに嚴重に抗議し、米国にいかなる理由があるにせよ、直ちに、沖縄から毒ガス兵器を撤去するよう要求する。

右決議する。

1970年7月3日

琉球政府立法院



2 沖縄における米国支出金および米国管理資産の処理について

全国民待望の祖国復帰が1972年中に実現することが確定した現在、私たち沖縄県民は、沖縄の施政権返還に伴う諸種のとり決めに当つて、県民の意思が再び無視されることがないように次の事項について要請いたします。

施政権返還交渉の進展している中で、戦後の沖縄における米国支出金および米国管理資産の処理問題が、日米間の重要な協議事項となつているようではありますが、このことは過去25年間にわたつて、これら支出金、資産等が県民の所有に属すると信じてきた百万県民にとつて、まことに心外の感を抱かせるものがあります。これら米国支出金および米国管理資産は、次の理由によつて、沖縄県民の所有に属するものと考えますので、この趣旨が、実現できますようご配慮願いたいのであります。

まず、理由の第一点は、唯一の施政権者たる米国によつて、沖縄県民の福祉および社会経済の発展のために投資または形成された支出金または資産等は、統治責任者による当然の統治費の運用によつて生じたものであります。

その第二点は、これら支出金、資産等の中には、沖縄県民の多年の努力によつて増殖された部分が大きく含まれているということです。

なお、米国議会における議員または政府当局者の発言または証言およびその他によつても、これらの支出金および資産については沖縄県民がこれを返還する義務のあることを否定するとともに、これらが住民のものであることが述べられています。

これらの理由によつて、これまでに、米国または琉球列島米国民政府によつて沖縄に支出された支出金または資産等については、沖縄県民の所有に属するものと解し、沖縄県民はもちろん、本土政府においても、その返還義務はないものと考えております。

よつて、この問題の今後の処理に当りましては、県民の意思が十分に反映されますよう、次の資料を添えて要請いたします。

資料

沖縄における米国支出金およびUSCAR管理資産

1 米国が沖縄に投入した現金等（FY1947～FY1968）は次のとおりである。  
（但し、純軍事的なもの含まず。）

（単位：千ドル）

合計	借 款	GARIOA, ARIA等	PL480関係 物資援助	移 住 資金	海外移住 資金(MSA)	備 考
総 額	348,082	17,659	289,408	37,024	2,811	1,180
南米移民援助	1,180					1,180
補償的なもの	2,811				2,811	
"	11,162					軍用地立退者の移住援助 琉球の一般会計繰入またはD E の工事後引き続ぎしたものは RIVAO (宗教団体よりの贈与物資)。
リパツク	28,954					28,954
災害援助	8,070					8,070
						台風災害援助物資。
USCAR行政費	45,264					45,264
						USCARの行政費。
技術援助	10,812					10,812
						USCAR管理
輸 送 費	13,551					13,551
						"
物 資	108,934					108,934
						見返資金化され一部はUSCAR公 社に出資された。
琉球の事業	56,006					56,006
						琉球事業費。
建設投資	43,314					43,314
						道路、発電電、水道施設等、軍 と共用。一部はUSCAR公社に出資さ れた。
中金出資	365					365
借 款	17,659	17,659				

2 USCAR 管理資産 ( General Fund ) 1968年6月30日現在 (単位：千ドル) は  
次のとおりである。

	総 計	三公社と琉銀	そ の 他	備 考
総 資 産	128,480	116,961	11,519	
負 債	18,732	17,366	1,366	
純 資 産	109,747	99,595	10,152	
利益剰余再投資	42,256	39,871	2,385	
一投資金から (石油販売益金)	28,591	27,043	1,548	
見返資金から	21,168	17,277	3,891	
その他の	2,482	153	2,329	
軍 庫	132	132	-	
GARIOA, ARIA 等	15,119	15,119	-	

〔注〕 資料 1・2とも日米琉球閣委員会琉球政府代表事務局提供

3 これらの性格について

(1) これらの中、明確に債務とされるのは、電力施設建設のため電力公社が米財務省から借入れた10,247千ドルと、開発金融公社が行なつた余剰農産物借款7,412千ドル、計17,659千ドルのみである。(両社ともUSCAR管理公社)

(2) 援助の内容は、ラテンアメリカ援助の一環としての沖縄移民への支出、軍用地立退者の移住援助や米国市民の安全のための琉球政府活動に対する補償的なもの、宗教団体による慈善的物資贈与、台風災害援助物資、米民政府の行政費、住民の海外研修勉強費及び道路、発送電施設、水道施設など米軍と共用する施設を含んでいるが、これらは施政権者の当然の統治費用である。

(3) GARIOAなどの援助は、西独や日本など外国の場合と異なり、沖縄は米国の施政権下にあつたこと、従つて施政権者の統治費用(義務的な)という性格が強かつたことを考慮すべきであろう。

(4) 良好な状態で維持管理運営され、資産価値の大きいものとしては、道路、港湾ならびにUSCAR General Fund(三公社を含む。)がある。

それらの中には軍民共用がある。またUSCAR General Fund

は米国のTax Payerの負担による分は一部(15,251千ドル)であり、大部分(94,497千ドル)は沖縄で増殖されたものである。

(5) 米国の沖縄援助や資産の性格については、別紙のような資料があり、援助は贈与であり、General Fundの資産は沖縄住民に無償で移管されるべきものと解釈される。

別紙

USCAR 管理資産の性格に関する資料

1 SCAP 指令で琉球に対する GARIOA は返済義務のないことが明記されている。

1950年12月5日付極東軍司令部より琉球軍司令官あて

「琉球列島米国民政府に関する指令」

1952年4月30日付同全面改訂文

I. D. (3) 後文:

It is not expected that any obligation will be placed on the people of the Ryukyu Islands to repay to the United States funds used for the prevention of disease and unrest, for government of the area, and economic recovery (i.e., expenditures from GARIOA appropriations)...

2 琉球銀行の株式の USCAR による保有も「琉球住民の受託者」としてである。

1948年5月4日付 MG 布令第1号「琉球銀行の設立」

Charter of the Bank of the Ryukyus:

Article III. CAPITAL STOCK

Section 7. Capital Stock - Right to Ownership - Not less than fifty-one percent (51%) of the voting rights of capital stock of the Bank shall be subscribed to at par value by the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands acting as trustee for the Ryukyuan people...

Section 8. Majority Stock Ownership - ... the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands, as trustee for the people of the Ryukyus...

3 米合衆国と琉球電力公社の間の財産移転契約も同じ趣旨に沿

うものである。1955年8月15日付

Whereas, it has been determined that in order to comply with the intent of the above cited Public Law relative to GARIOA appropriations for the betterment of the economy of the people of the Ryukyus, the Government should relinquish, transfer, and deliver into the Ryukyuan civil economy all right, title and interest it may have in and to said improvements ...

4 USCAR 公社の設立又は定款を定める布令には、いずれも

「解散の場合資産は USCAR General Fund に繰り入れる」

ことが規定されている。

沖縄住宅公社(布令第52号1951年9月29日)

琉球倉庫公社(布令第113号1953年5月26日)

琉球電力公社(CA布令第129号1954年2月26日)

琉球水道公社(HICOM布令第8号1958年9月4日)

琉球開発金融公社(HICOM布令第25号1959年9月30日)

例: HICOM ORDINANCE #25 - Establishment of the Ryukyu Development Loan Corporation

Charter of the Ryukyu Development Loan Corporation

Article X. Dissolution 後段

... Upon liquidation, proceeds will accrue to the General Fund of the Civil Administration...

5 USCAR General Fund, USCAR Corporations and Business-Type Operations の性質については琉球住民のものである

ことが決定済みである。

(1) 1953年8月17日付 Comptroller General

のデシジョン

"... the funds are intended and used for the benefit, and are in the nature of a trust account held for the Ryukyuan people ..."

(2) 米国議会議事録にもくり返し次のように述べられている。

Trust Estate

Conceptually, the assets herein described constitute a trust estate, whose principal beneficiary and whose sole remainderman is the Ryukyuan people. This concept, which is the logical result of the interrelationship between the congressional intent of the GARIOA appropriation for the Ryukyus and sound management practice of the HICOM, has been recognized and validated by a decision of the Comptroller General ...

例: 1967年9月28日付 90th Congress 1st

Session House of Representatives, Report #723;

The USCAR Corporations and Business Type Operations

... Accordingly, and as indicated previously, beneficial ownership of the assets of USCAR corporations is in the Ryukyuan People ... 上の例と同じ。

(3) 1962年8月8日 米下院歳出小委員会(パスマン委員長)

におけるエールズ陸軍次官等の証言

Mr. Passman: Why are we in the banking business out there?  
Who owns the capital of \$36 million?

Mr. Ailes: According to an opinion of the Comptroller General of the United States, the High Commissioner holds these assets in trust for the benefit of the Ryukyuan people.

Mr. Passman: In effect, this is for them?

Mr. Ailes: Yes sir.

Mr. Passman: For all practical purposes, this is their capital?

Mr. Ailes: That is right.

Mr. Passman: Why would you be asking this committee for additional money, for the local economy, grant aid and all that, if you have a banking institution out there with \$36 million in American dollars that belong to the Ryukyuan people to be used in their economy?

6. 行政府庁舎は沖縄県民に献呈することが明記されている。

琉球政府行政府ビル  
EXECUTIVE BUILDING, GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS  
亜米利加合衆国依り  
DEDICATED TO THE RYUKYUAN PEOPLE  
琉球の住民へ献呈さる。  
BY THE UNITED STATES OF AMERICA

1953年4月  
APRIL 1953

大臣 〇〇

7月7日 12時

米國領事館

極秘

屋良主席との会談用資料

1. 米兵犯罪問題

A. (御発言振り分け)

政府として、最近の米軍による犯罪事件の頻発を遺憾としており、(イ)山中総務長官よりランバート高等弁務官に対し、善処を申し入れたほか、(ロ)沖縄事務局より米國政府に対し、犯人の捜査逮捕に関する米琉捜査当局間の協力強化、裁判の公開性の確保等につき、米側の協力を求めている。(注)

(注) 沖縄事務局よりの申し入れ、別添の通り。なお本件申し入れの事実及び内容については極秘扱いとしている。

B. (問題の背景)

沖縄における米軍人による犯罪は、全体として、とくに増加しているという事実はないが、(イ)最近凶悪犯罪が頻発したこと、及び(ロ)米側の取扱い振り、(とくに広報関係)に若干雑な点があること、及び(ハ)沖縄住民

側の意識が昂揚し、この種事件に対する反撥の度合が高まったこと等により、事件が政治問題化し、(6月6日付立法院決議一別添) それに応じ、本エで政治問題化するに至った。

なお、屋良主席の政治的立場からして、本件については、<sup>今後</sup>関係方面に沖縄住民側の不安を強く訴え、施政権返還前における逮捕権、裁判権の琉球政府への移譲を求めつけることとなる。

2. 毒ガス撤去問題

A. (御発言振り分け)

政府としては、沖縄の毒ガス早期撤去につき、繰り返し米國政府に申し入れてきている。

米國政府としても、先般の上院によるグラヴェル修正案可決にむかかわらず、沖縄からの毒ガス撤去の方針に変更ない旨確言しているもので、この点には心配ないと思う。

B. 問題の背景.

(1) 6月29日 米上院は 沖縄の毒ガスの米国への移送を禁止するグラヴェル修正案を可決した。

(2) 本件修正案は 有償軍事援助法案に付帯されたものであるが 同法案自体が下院においてすでに可決済みであるので 上院における同法案についての投票終了後 本件修正案の取り扱いにつき 両院協議委員会を開き協議することとなる。(その時期及び見通し不明)

(3) 米国防省は 6月25日 沖縄の毒ガスの移転先としての適否を検討すため ジョンソン島に調査団を派遣した旨を発表したが 米国行政府としては この調査団派遣決定の際 本件グラヴェル法案可決の可能性もふまえて行ったといわれる。(米政府担当官談)

現に米国防省はグラヴェル修正案

にある米国 "de United States" の中に ジョンソン島等の米国属領が含まれているか否かにつき 法的見地から検討中の由である。

3. 在沖米国資産の処理

(御発言振り)

(1) 沖縄の施政権返還の際に 沖縄にある米国資産を<sup>米国の</sup>承継することとなり 目下大蔵省がその評価を行なっている。

(2) <sup>政府としては</sup>この問題<sup>は</sup>→<sup>ら</sup>い<sup>て</sup>は 施政権返還協定交渉の一環として米政府と話し合<sup>つ</sup>て 衡平かつ公正な処理を図<sup>ら</sup>う<sup>べ</sup>い<sup>と</sup>考<sup>え</sup>て<sup>あ</sup>る。

(3) 政府としては 本件についての琉球政府の意見は十分考慮して行く所存である。(準備委員会でこの問題ととりあ<sup>ら</sup>げ<sup>て</sup>行<sup>く</sup>こ<sup>と</sup>に<sup>つ</sup>い<sup>て</sup>の<sup>意</sup>見<sup>を</sup>お<sup>め</sup>ら<sup>れ</sup>た<sup>場</sup>合) この問題は 施政権返還交渉の一環として 日米両政府が話し合<sup>つ</sup>て<sup>行</sup>く<sup>べ</sup>き<sup>問</sup>題<sup>で</sup>あ<sup>る</sup>。従<sup>っ</sup>て<sup>、</sup>準備

委員会においてこの問題をとりあげて  
 議論することは適当ではない。但し  
 政府としては準備委員会の内外で示  
 される琉球政府の意見を十分考慮  
 して問題処理に当た行く所存である。

(4) いずれにせよ政府としては承継し  
 た資産を沖縄県民のために活用して  
 参る所存である。